

	令和 8 年 6 月 2 6 日 札幌市立しらかば台小学校 No. 4 TEL 852-4090 FAX 852-2379	
	学校ホームページ <a href="https://www.shirakabadai-e.sapporo-c.ed.jp/">https://www.shirakabadai-e.sapporo-c.ed.jp/</a> (検索) 学校メールアドレス <a href="mailto:shirakabadai-e@sapporo-c.ed.jp">shirakabadai-e@sapporo-c.ed.jp</a> (休日・夜間の緊急用)	

## 【7月行事予定】

7/1	水	全校朝会 クラブ活動② SC午前
6	月	図書館閉館 蔵書点検 (~10日)
8	水	児童委員会⑦ SC午後
14	火	夏休み図書貸出 (1年)
15	水	クラブ活動③ SC午後 夏休み図書貸出 (2年・あおぞら)
16	木	夏休み図書貸出 (3年)
17	金	夏休み図書貸出 (4年)
18	土	PTA資源回収
20	月	海の日
21	火	SC午前 夏休み図書貸出 (5年) 大掃除①
22	水	児童委員会⑧ 夏休み図書貸出 (6年) 大掃除②
23	木	大掃除③
24	金	1学期終業式 (4時間授業) (夏季休業日 ~8/23)
27	月	学校諸費引落日

## 【8月行事予定】

8/10	月	学校夏季休校日 (~14日)
11	火	山の日
15	土	PTA資源回収
24	月	2学期始業式 4時間授業 (給食あり)
25	火	4時間授業 (給食あり) こころの劇場(6年生)
26	水	4時間授業 (給食あり)
27	木	4時間授業 (給食あり)
28	金	4時間授業 (給食あり)

### 夏季休校日について

8月10日(月)、12日(水)、13日(木)、14日(金)を夏季休校日と設定しております。

学校が完全無人化となります。ご承知おきください。

## 外国語指導助手 (ALT) の紹介

3・4年生の外国語活動、5・6年の外国語の授業で子どもたちに外国語を教えてくれる外国語指導助手 (ALT) を紹介します。フィリピン共和国出身のファティマ先生です。

外国語専科は、今年度も羊丘小学校の阿良和也先生が担当しています。

明るく楽しい雰囲気での学習を進めています。楽しく外国語を学べるよう取り組んでいきます。

# 水遊び（1・2年生）水泳学習（3～6年生）について

## 健康観察について

- ・すぐーの「アンケート」機能を活用して、水遊び、水泳学習がある当日の朝に健康観察を行います。体温の入力、参加・不参加の選択、不参加の場合はその理由を入力します。子どもたちの体調を把握するために行います。**アンケートの回答は、参加・不参加に関わらず全員が対象です。**ご協力よろしくお願いいたします。
- ・当日の朝8時までにご回答ください。
- ・欠席などの連絡は今まで通りです。その場合、上記の回答は不要です。
- ・**アンケートの回答がない場合は、参加することができません。**

(参加の予定であっても)

## プールに入れない場合

- ① 持ち物がそろっていない場合
- ② 怪我をして絆創膏を貼っている場合

①、②の場合は、衛生上プールに入ることができません。また、学校から忘れ物についての確認の連絡はいたしません。ご承知おきください。

## 3年花植え「花プロジェクト」&とよひら HANA-LAND 事業

6月10日（水）に、3年生の児童と保護者ボランティアの方々と一緒に、花の植え替えの作業を行いました。PTA特別会計で土や肥料を購入し、「とよひらHANA-LAND事業」（豊平区の事業）から届いた花苗200株を丁寧に植えました。

子どもたちは、移植する手順を教えてもらい、丁寧に花を植え替えました。一生懸命植え替えに取り組んだので、終わったプランターを見て、子どもたちはとても満足そうでした。お手伝いをしてくださったみなさん、ありがとうございました。



## 札幌市教育委員会 体罰・性被害窓口について

札幌市教育委員会では、札幌市立学校に通う児童生徒及び保護者から、体罰・性被害の相談を専門に受ける「体罰・性被害相談窓口（272-6034）」を設置しています。専門の相談員が対応しております。受付時間は、平日の10:15～16:45（土・日祝日は除く）です。

学校として体罰が起きないように万全を尽くします。万が一発生した場合は、体罰事故調査委員会が設置され、体罰事故に関する調査の透明性及び公平性を確保し、教員、児童生徒及び保護者から事実関係をできるだけ正確に調査します。

### 体罰とは

体罰とは、児童生徒に対し、殴る・蹴る等、身体に直接痛みを与える行為や、正座や直立などの姿勢を長時間にわたって保持させる等、肉体的苦痛を与える行為をいいます。

一方、放課後などに教室に残留させる、立ち歩きの多い児童生徒を叱って席に着かせる、暴力行為を止めようとして押さえつけるなどの行為は体罰ではありません。